

警備業法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文  
 警備業法施行令（昭和五十七年政令第三百八号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行						
<p>（情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第一条 警備業者は、警備業法（以下「法」という。）第十九条第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該警備業務の依頼者に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 前項の規定による承諾を得た警備業者は、当該警備業務の依頼者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該警備業務の依頼者に対し、法第十九条第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該警備業務の依頼者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>	<p>（法第十六条の三の政令で定める者及び額）</p> <p>第一条 警備業法（以下「法」という。）第十六条の三の政令で定める者は、法第十一条の二の検定（以下この条において単に「検定」という。）を受けようとする者とし、同条の政令で定める額は、次の表の上欄に掲げる警備業務の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。</p> <table border="1" data-bbox="406 1120 1157 2004"> <thead> <tr> <th>警備業務の種別</th> <th>政令で定める額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 法第二条第一項第一号又は第三号に該当する警備業務であつて、国家公安委員会規則で定めるもの</td> <td>二万三千元</td> </tr> <tr> <td>二 第一号に掲げる警備業務以外の警備業務</td> <td>二万二千元</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 検定を受けようとする者が検定に必要な試験を免除される者である場合にあつては、法第十六条の三の政令で定める額は、九千七百円とする。</p>	警備業務の種別	政令で定める額	一 法第二条第一項第一号又は第三号に該当する警備業務であつて、国家公安委員会規則で定めるもの	二万三千元	二 第一号に掲げる警備業務以外の警備業務	二万二千元
警備業務の種別	政令で定める額						
一 法第二条第一項第一号又は第三号に該当する警備業務であつて、国家公安委員会規則で定めるもの	二万三千元						
二 第一号に掲げる警備業務以外の警備業務	二万二千元						

(登録講習機関の登録の有効期間)

第二条 法第二十七条第一項の政令で定める期間は、三年とする。

(法第五十二条の政令で定める者及び額)

第三条 法第五十二条の政令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同条の政令で定める額は、同欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

政令で定める者	政令で定める額
一 警備業務の種類(法第十八条に規定する種別をいう。以下この条において同じ。)のうち、法第二十一条第一項第一号に掲げる警備業務に係るものに係る検定(法第二十三条第一項に規定する検定をいう。以下この条において同じ。)(を受けようとする者)	一万六千円
二 警備業務の種類のうち、法第二十一条第一項第二号に掲げる警備業務に係るものに係る検定(国家公安委員会規則で定める車両その他の機材を用いて行われるものに限る。)(を受け	一万四千円

<p>よつとする者</p> <p>三 警備業務の種別のうち、法第一条第一項第二号に掲げる警備業務に係るものに係る検定（前号に規定するものを除く。）を受けよつとする者</p> <p>四 警備業務の種別のうち、法第一条第一項第三号に掲げる警備業務に係るものに係る検定を受けよつとする者</p> <p>五 法第二十三条第四項に規定する合格証明書（以下この条において単に「合格証明書」という。）の交付を受けよつとする者</p> <p>六 合格証明書の書換えを受けよつとする者</p> <p>七 合格証明書の再交付を受けよつとする者</p>	<p>一万三千円</p> <p>一万六千円</p> <p>一万円</p> <p>二千二百円</p> <p>二千円</p>
---	--

（権限の委任）

第四条 法又は法に基づく政令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、次に掲げるものを除き、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。

一 法第十七条第一項の規定による護身用具の携帯の禁止又は制限

（権限の委任）

第二条 法又は法に基づく政令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、次に掲げるものを除き、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。

一 法第十条第一項の規定による護身用具の携帯の禁止又は制限の

<p>の定めに関する事務</p> <p>二 法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習に関する事務</p> <p>三 法第二十三條第一項に規定する検定に関する事務</p> <p>四 法第四十二條第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習に関する事務</p> <p>五 法第四十三條の規定による警備員、待機所及び車両その他の装備の適正配置に関する基準の定めに関する事務</p> <p>2 (略)</p>	<p>定めに関する事務</p> <p>二 法第十一条の二に規定する検定に関する事務</p> <p>三 法第十一条の三第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習に関する事務</p> <p>四 法第十一条の六第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習に関する事務</p> <p>五 法第十一条の七の規定による警備員、待機所及び車両その他の装備の適正配置に関する基準の定めに関する事務</p> <p>2 (略)</p>
---	---

改正案		現行	
<p>地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。</p>			
<p>地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。</p>	標準事務	手数料を徴収する事務	金額
	<p>一〇百（略）</p>	<p>百一 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号） 第四条、 第五条第二項及び 第五項、 第七條</p>	<p>1 警備業法第四条の規定に基づく警備業の認定の申請に対する審査</p>
<p>第一項並びに第十</p>	<p>2 警備業法第五条第</p>	<p>二千円</p>	
<p>地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。</p>	標準事務	手数料を徴収する事務	金額
	<p>一〇百（略）</p>	<p>百一 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号） 第四条、 第四条の二第二 項及び第五項、第 四條の四第一項並</p>	<p>1 警備業法第四条の規定に基づく警備業の認定の申請に対する審査</p>
<p>四條の四第一項並</p>	<p>2 警備業法第四条の</p>	<p>二百円</p>	

<p>一条第三項の規定に基づく警備業の認定に関する事務</p>	<p>五項の規定に基づく認定証の再交付</p>	
<p>3 警備業法第七条第一項の規定に基づく認定証の有効期間の更新の申請に対する審査</p>	<p>2 警備業法第二十二條第二項第一号の規定に基づく警備員指導教育</p>	<p>二万三千元</p>
<p>4 警備業法第十一条第三項の規定に基づく認定証の書換え</p>	<p>1 警備業法第二十二條第二項の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の交付の申請に対する審査</p>	<p>九千八百円</p>
<p>百一 警備業法第二十二條第二項、第五項、第六項及び第八項の規定に基づく警備員指導教育責任者に関する事務</p>	<p>2 警備業法第二十二條第二項第一号の規定に基づく警備員指導教育</p>	<p>講習一時間につき千二百円</p>

<p>びに第六条第三項の規定に基づく警備業の認定に関する事務</p>	<p>二第五項の規定に基づく認定証の再交付</p>	
<p>3 警備業法第四条の四第一項の規定に基づく認定証の有効期間の更新の申請に対する審査</p>	<p>1 警備業法第十一条の三第二項の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の交付の申請に対する審査</p>	<p>二万三千元</p>
<p>4 警備業法第六条第三項の規定に基づく認定証の書換え</p>	<p>2 警備業法第十一条の三第二項第一号の規定に基づく警備員指導教育</p>	<p>九千八百円</p>
<p>百一 警備業法第十条の三第二項、第四項及び第五項の規定に基づく警備員指導教育責任者に関する事務</p>	<p>2 警備業法第十一条の三第二項第一号の規定に基づく警備員指導教育</p>	<p>三万七千円</p>

百三 警備業法第四十二條第二項並びに同条第三項において準用する同法	1 警備業法第四十二條第二項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の交付	九千八百円	5 警備業法第二十二條第八項の規定に基づく警備員の指導及び教育に関する講習	五千円	4 警備業法第二十二條第六項の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の再交付	千八百円	3 警備業法第二十二條第五項の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の書換え	二千円	導教育責任者講習
-----------------------------------	---------------------------------------	-------	---------------------------------------	-----	---	------	---	-----	----------

百三 警備業法第十一条の六第二項並びに同条第三項において準用する同	1 警備業法第十一条の六第二項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の交	九千八百円	4 警備業法第十一条の三第五項の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の再交付	千九百円	3 警備業法第十一条の三第四項の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の書換え	二千百円	指導教育責任者講習
-----------------------------------	---------------------------------------	-------	--	------	--	------	-----------

<p>第二十二條第五項及び第六項の規定に基づく機械警備業務管理者に関する事務</p>	<p>の申請に対する審査</p>	
<p>2 警備業法第四十二條第二項第一号の規定に基づく機械警備業務管理者講習</p>	<p>三万八千円</p>	
<p>3 警備業法第四十二條第三項において準用する同法第二十二條第五項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の書換え</p>	<p>二千円</p>	
<p>4 警備業法第四十二條第三項において準用する同法第二十二條第六項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の再交付</p>	<p>千八百円</p>	

<p>法第十一條の三第四項及び第五項の規定に基づく機械警備業務管理者に関する事務</p>	<p>付の申請に対する審査</p>	
<p>2 警備業法第十一條の六第二項第一号の規定に基づく機械警備業務管理者講習</p>	<p>三万八千円</p>	
<p>3 警備業法第十一條の六第三項において準用する同法第十一條の三第四項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の書換え</p>	<p>二千円</p>	
<p>4 警備業法第十一條の六第三項において準用する同法第十一條の三第五項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の再交付</p>	<p>千九百円</p>	

備考 (略)	百四〽百八 (略)
-----------	--------------

備考 (略)	百四〽百八 (略)
-----------	--------------